

(キャバレー等の避難通路)

第50条 キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）及び飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が150平方メートル以上の階の客席には、有効幅員1.6メートル（飲食店にあっては、1.2メートル）以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、その一に達するように保有しなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、キャバレー等及び飲食店の客席における避難通路の保有について規定したものである。

キャバレー等及び飲食店における座席は、その業務上、一般に、劇場等におけるそれと異なり、列をなした整然たる配置を要求することは困難であるから、避難に際し、有効な避難通路に至るまでの入場者が通過する他の座席の数を基準として、避難通路を保有すべきものとしたものである。

1 「150 m²以上の階の客席」とは、客席を有するキャバレー等及び飲食店で、当該用途の客席の床面積が150 m²以上存するものが対象となる。

なお、一の階に複数の店舗（テナント）が存する場合は、店舗ごとの客席の床面積により判断すること。

2 「有効幅員」とは、避難に際し有効に使用することができる部分の幅をいい、床面における幅が1.6m（飲食店にあっては1.2m）以上であっても、その上方に障害物が突出しているような場合には、当該突出部分の幅は、有効幅員には含まれない。

3 「避難通路」とは、床面積150 m²以上ある階から床面積150 m²未満の階を通じて避難しなければならない対象物にあっては、床面積150 m²未満の階においても階段等から避難口に通じる通路を有効に確保する必要がある。

4 「7 個」とは、いす席、テーブル席、ボックス席のいずれの場合においても、7 個の座席の意味であり、テーブルやボックスの数ではないこと。

また、避難動線上のいす席等を座数と算定し、自席は算定しないものとする。

なお、客席から避難通路に至るまでに、避難動線の両側にいす席等がある場合は、片側の席のみを算定し、両側にあるいす席等の数が異なる場合は、多い方のいす席等で算定する。（図50-1参照）

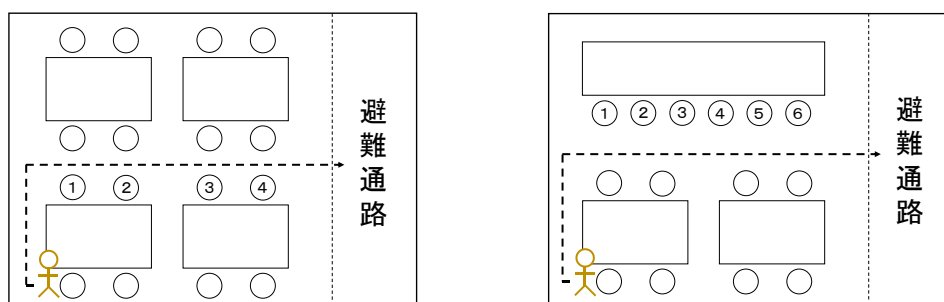


図50-1 いす席等の算定方法